

各 位

2026年2月18日

会 社 名 日 本 特 殊 塗 料 株 式 会 社
代 表 取 締 役 員 遠 田 比 呂 志
社 長 執 行 役 員 (コード番号 4619 東証スタンダード)
問 合 せ 先 執 行 役 員 石 田 敦 英
經 営 企 画 部 管 掌 (TEL 03-3913-6136)

株式付与E S O P信託導入に伴う自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式付与E S O P信託の導入に伴い自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年3月10日
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 183,200 株
(3) 処分価額	1株につき 2,385 円
(4) 処分総額	436,932,000 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社従業員（国内非居住者を除きます。以下「対象従業員」といいます。）を対象として、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、対象従業員が株主の皆様と同じ視点に立ち、中期経営計画の着実な遂行を通じた企業価値向上への当事者意識を高めるため、2026年2月18日開催の取締役会において、株式付与E S O P信託の導入を決議しております。

本自己株式処分は、本制度の導入に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する株式付与E S O P信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）に対し、自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に対象従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し 0.78%（小数点第3位を四捨五入、2025年9月30日現在の総議決権個数 215,611 個に対する割合 0.85%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は、株式交付規程に従い対象従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2026年2月17日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値である2,385円としております。当該価額を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役全員（2名の社外監査役にて構成。）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本自己株式処分による株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上